

質問回答書（2回目）

次の工事に関する質問に回答します。

令和4年8月26日

工事名 : R4徳島 徳島環状線 徳・昭和 橋梁修繕工事(担い手確保型)
 路線名等 : 徳島環状線
 工事箇所 : 徳島市昭和町8丁目(末広大橋)

No.	質問事項	回答
1	防護柵の撤去について 防護柵仮撤去・復旧図がありますが、防護柵撤去から本復旧するまでの期間については、仮設の防護柵を設置し、日々撤去・復旧する必要があるかと思われます。日々の仮設防護柵撤去・復旧に係る費用については設計変更の対象として頂けますでしょうか。	設計変更ガイドラインに基づき、監督員との協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象となります。
2	既設塗膜の調査について マンホール改良、検査路設置工においては、既設塗膜を除去する作業が発生しますが、既設塗膜の鉛・PCB含有調査は行われていますでしょうか。	調査は、行っておりません。
3	鉛・PCB含有時の塗膜除去作業について 既設塗膜に鉛・PCBが含有されていることが判明した場合は、塗膜の除去方法が大きく変更となります。塗膜除去方法が変更した場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。 また、作業に必要な安全衛生保護具や環境対策資機材に要する費用についても設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	鉛・PCBが含まれていた場合は、設計変更の対象となります。
4	検査路の防錆について 検査路の防錆については、亜鉛メッキと考えてよろしいでしょうか。	亜鉛メッキで問題ありません。
5	足場の固定方法について 参考図(3/3)足場構造図において、主塔部に足場を設置するためには、「足場固定用金具」を主塔外面に取り付ける必要があります。足場固定用金具の製作・取付に要する費用については設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	足場については任意仮設ではありますが、想定以上の費用については、設計変更ガイドラインに基づき、監督員との協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象となります。
6	足場基部の支持材について 参考図(3/3)足場構造図において、足場基部の支持材の構造については、詳細な検討が必要かと思われます。支持材の構造が変更した場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	足場については任意仮設ではありますが、想定以上の費用については、設計変更ガイドラインに基づき、監督員との協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象となります。
7	高所作業車の補償料について 本工事では大型の高所作業車を使用するため、悪天候による作業中止の際は、車両及びオペレーターの補償料が発生します。気象等影響で補償料が乖離した場合、追加計上頂くことは可能ですでしょうか。	設計変更ガイドラインに基づき、監督員との協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象となります。
8	防食テープ巻工の段差修正材について 防食テープ巻き前のワイヤー段差部については、充填材で成形を行います。現地のワイヤー形状や付属物の配置状況により、充填材の使用数量が大きく変動します。充填材については実使用量で精算して頂くことは可能ですでしょうか。	設計変更ガイドラインに基づき、監督員との協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象となります。
9	ケーブルバンドの再メッキ処理について 図面番号3/19「ケーブル補修対策(その2)」のケーブルバンド詳細図において、「※2. バンド本体は工場に持ち込み塩酸処理+再メッキを施すこと」とありますが、設計書にはその施工費や運搬費が見当たりません。同作業に関わる費用については、設計変更の対象として頂けますでしょうか。	施工費と運搬費は単15号ケーブルバンド復旧 単57号ケーブルバンドに含まれております。しかし、想定以上の費用については、設計変更ガイドラインに基づき、監督員との協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象となります。